

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

たつの市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

兵庫県たつの市長

公表日

令和5年9月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する事務を行う。 外国人に対しては、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生労働省社会局長通知)」に基づき、日本人と同様の扶助を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金及び進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金に関する事務 ⑧医療扶助のオンライン資格確認の導入に関する準備事務 1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバ等への特定個人情報の連携に関する事務 2)医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴の管理に関する事務 3)医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号の取得等に関する事務
③システムの名称	宛名システム、生活保護システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバ等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の15の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号) 第15条 3. たつの市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月25日条例第38号。以下「番号条例」という。)第4条 別表第1
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項 ・別表第二省令第19条 ・番号法第19条第9号 ・番号条例第4条 別表第2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	たつの市福祉部地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	たつの市役所 総務部 デジタル戦略推進課 〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1 TEL(0791)64-3203(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	たつの市役所 福祉部 地域福祉課 〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1 TEL(0791)64-3154(直通)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7項 別表第二の9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号、以下「別表第二省令」という。)第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7項 別表第二の9、10、14、16、20、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号、以下「別表第二省令」という。)第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第26条の4、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2	事後	
平成29年5月30日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	地域福祉課長	地域福祉課長 坪内利博	事後	
平成30年6月22日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	地域福祉課長 坪内利博	地域福祉課長	事後	
平成30年6月22日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数	平成29年4月30日	平成30年4月30日	事後	
令和1年5月27日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数	平成30年4月30日	平成31年4月30日	事後	
令和1年5月27日	Ⅳリスク対策	—	様式追加	事後	
令和2年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する事務を行う。 外国人に対しては、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生労働省社会局長通知)」に基づき、日本人と同様の扶助を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。	事後	
令和2年10月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 ②法令上の根拠		(追加) 3. たつの市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月25日条例第38号)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月30日	令和2年4月30日	事後	
令和3年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	⑤就労自立給付金及び進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	事後	評価の再実施
令和3年10月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	3. たつの市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月25日条例第38号)	3. たつの市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月25日条例第38号。以下「番号条例」という。)第4条 別表第1	事後	評価の再実施
令和3年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の9、10、14、16、20、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号、以下「別表第二省令」という。)第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第26条の4、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 【情報照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項 ・別表第二省令第19条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号、以下「別表第二省令」という。)第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2、第59条の3 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項 ・別表第二省令第19条 ・番号法第19条第9号 ・番号条例第4条 別表第2	事後	評価の再実施 番号法の改正等
令和3年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点)	令和2年4月30日時点	令和3年8月1日時点	事後	評価の再実施
令和3年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点)	令和2年4月30日時点	令和3年8月1日時点	事後	評価の再実施
令和4年9月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号、以下「別表第二省令」という。)第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2、第59条の3	【情報提供の根拠】 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月20日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	たつの市役所 総務部情報推進課	たつの市役所 総務部 デジタル戦略推進課	事後	組織改正に伴う部署名の変更
令和4年9月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点)	令和3年8月1日時点	令和4年8月1日時点	事後	
令和4年9月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点)	令和3年8月1日時点	令和4年8月1日時点	事後	
令和5年6月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		(追加) ⑧医療扶助のオンライン資格確認の導入に関する準備事務 1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバ等への特定個人情報の連携に関する事務 2)医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴の管理に関する事務 3)医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号の取得等に関する事務	事前	
令和5年6月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		(追加) 統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバ等	事前	
令和5年6月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	たつの市健康福祉部地域福祉課	たつの市福祉部地域福祉課	事後	組織改正に伴う部署名の変更
令和5年6月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	たつの市役所 健康福祉部 地域福祉課	たつの市役所 福祉部 地域福祉課	事後	組織改正に伴う部署名の変更
令和5年9月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点)	令和4年8月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	
令和5年9月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点)	令和4年8月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	